

特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメント 平成 30 年度臨時総会議事録

1 日時 平成 30 年 11 月 4 日（日）午後 3 時 00 分から午後 4 時 10 分まで

2 場所 リエトコート武蔵小杉 リエトプラザⅡ

3 社員総数 51 名
個人正会員 16 名、団体正会員 14 名、
マンション管理組合会員（7 棟）の正会員 21 名

4 社員出席者の数 51 名（うち書面表決者 13 名、表決委任者 21 名）

5 理事の出席者数 13 名

6 議長 安藤 均 理事長

7 議事録署名人 刀根雅洋理事、松尾寛理事

8 議案

（1）第 1 号議案 会員制度及び会費基準の変更の件

（2）第 2 号議案 定款の変更の件

（3）第 3 号議案 事務所の移転の件

9 議事の経過の概要及び議決の結果

塚本事務局長から午後 3 時時点において正会員の本人出席が 16 名、表決委任者 21 名、書面表決者 13 名により定款第 30 条 2 項 3 項に基づき正会員出席者総数は 50 名となることが報告され定款第 28 条により本総会が正会員総数 51 名のうち三分の一以上の出席があったことにより有効に成立した旨が報告された。

審議に先立ち安藤理事長より挨拶がなされた。

刀根理事より議長選出が諮られ、立候補者がなかったため、安藤理事長が推薦され、全会一致で正会員安藤均理事長が選出された。

（1）第 1 号議案 会員制度及び会費基準の変更の件

定款第 26 条 3 項に基づき事前に通知された議案書にのっとり、会員制度及び会費基準の変更については松尾副理事長から説明が行われた。

<質疑応答>

ザ・クラッシィタワー石村様からの質問

Q1 団体正会員と特別団体正会員の違いは何か、また賛助会員の団体に管理組合が加入することは想定されているのか

A1 回答者 松尾副理事長

これまでマンション管理組合会員向けに行ってきた共益活動を引き継ぎ実施していくのが特別団体正会員になる。連絡会議や共益検討会、防災 WG などの活動に参加できる。

団体正会員は主に企業を想定していて、エリマネの活動に賛同して運営に協力してくれる団体。賛助会員は主に地域の企業でエリマネの運営には関わらないが応援の意味でお金を寄付していただいている団体です。

Q2 マンション管理組合は団体正会員には入らない想定なのか。

A2 回答者 山中副理事長

今回の会費種別の変更主旨は、これまで行ってきたマンションの管理組合が横の連携を図っていく活動を継続するよう、マンション管理組合会員に代わるものとして特別団体正会員を設けたので、管理組合はこちらに移行していただきたい。しかし団体正会員にはなれないということではない。賛助会員は議決権がなく、純粋な寄付の要素が強い。

協同組合武蔵小杉商店街大野様からの質問

Q3 マンションの管理組合が賛助会員の団体になることは可能なのか。

A3 回答者 山中副理事長

可能です。

A3 回答者 豊田副理事長

マンション標準管理規約からコミュニティ条項が削除されたことで、管理組合が地域活動に対して支出することがリスクとなる可能性があることから、安全策としてマンション管理組合がお金を払わなくて良いシステムを作った。団体正会員は1万円を支出することで同様のリスクが発生する可能性もある。

エクラスタワー 江坂様からの質問

Q4 I♡Kosugi Club と、賛助会員の個人の違いは何か。賛助会員のほうが安いので違いがなければそちらに移りたいという希望が出るのではないか。

A4 回答者 山中副理事長

I♡Kosugi Club の位置づけはこれまでの会員マンションの住民のステータスを維持するもので、イベントやサークルへの参加特典や地域サービスを受ける特典を付与していく予定です。賛助会員は単に活動への応援として寄付いただくものです。

レジデンス 山田様からの質問

Q5 マンション管理組合は特別団体正会員になるほうが良いという回答と団体正会員に加入する

か特別団体正会員に加入するかはマンションの判断によるという回答があったがどちらなのか。

A5 回答者 豊田副理事長

どちらも選べるが特別団体正会員をお勧めするという事です。リスクを理解し団体正会員になるということは可能です。

エクラスタワー 江坂様からの質問

Q6 団体正会員に加入した場合に共益活動に参加できるのか。共益活動への参加の可否の線引きはあるのか。

A6 回答者 豊田副理事長

NPOとして拒否することはしない。ただ共益活動の対象をマンション管理組合としてきたので一般の団体正会員が加わるスキームにはなっていない。

A6 回答者 山中副理事長

地域の自治に携わる可能性のある団体は、特別団体正会員の枠に入ると考えている。例えば町内会やマンションの管理組合、または自治会等は枠内であるが、銀行等は枠には入らない。

ザ・コスギタワー 島田様からの質問

Q7 管理組合としては特別団体正会員に入ることになると思う。個々の居住者に対して管理組合は個人正会員かI♡Kosugi Clubへの加入を推進するほうが良いのではないかと思うが、どうしても賛助会員の個人になりたいという希望が出た場合への対応をどのように考えているのか。

A7 回答者 山中副理事長

特別団体正会員として管理組合がI♡Kosugi Clubへの入会勧誘活動にご協力いただけたら嬉しいと思っているが、その中で賛助会員にどうしてもなりたいたいという人がいる場合はそれを拒否はできないし、個人の意思を尊重すべきと考える。

Q8 賛助会員にもならない居住者も出ると思われる。管理組合は特別団体正会員で、連絡会議等に理事として参加する人が個人会員、または賛助会員であっても構わないのか。

A8 回答者 松尾副理事長

構いません。そうなる方もいると思う。

ザ・コスギタワー 吉田様からの質問

Q9 個人正会員は法人の目的に賛同すれば武蔵小杉にゆかりのない人も入れるのか。

A9 回答者 松尾副理事長

入れます。NPO法人なので、入りたいという人は原則誰でも入れます。

第1号議案の採決

賛成 50票（本人出席 16票、書面表決 13票、議長委任 19票、正会員委任 2票）

反対 0票

第1号議案は満場一致により原案通り承認可決された。

(2) 第2号議案 定款の変更の件

豊田副理事長から定款の変更について説明が行われた。

<質疑応答>

イーストタワー中村様からの質問

Q1 電磁的方法とは具体的にどのようにするのか。電子的ではなく電磁的としているのに何か意味はあるのか。

A1 当面はメール。将来的には他の方法も考えていく。NPO 法改正に伴い可能となったもので、川崎市市民文化局の指導を受けて文を作成した。

※補足

<内閣府発令による特定非営利活動促進法施行規則による電磁的方法の定義>

(電磁的方法)

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

レジデンス山田様からの質問

Q2 暴力団や営利企業が沢山の人の入会させて票を集め意思決定権を支配することに対する防御策は考えているのか。

A2 回答者 山中副理事長

定款で定めている法人の目的に反する事業を行うようなことがある場合は理事長一人の判断ではなく総会で可否を諮る対応になるのではないかとと思われる。

※補足

定款 11 条で法人の目的に反する行為を行った場合は正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により会員を除名することができる定められている。

第2号議案の採決

定款の変更は定款第51条により、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成が必要のため、本議案は39票以上で承認となることが議長により確認された。

賛成 51票（本人出席 16票、書面表決 13票、議長委任 19票、正会員委任 3票）

反対 0票

第2号議案は満場一致により原案通り承認された。

(3) 第3号議案 事務所の移転の件

安藤理事長より議案の説明の前に、定款第30条4項により、リエトコート武蔵小杉 ザ・クラッシィタワー、及び同イーストタワーの正会員は本議案の議決に加われないことが確認され、議決権総数が45となることが説明された。

その後事務所の移転について説明が行われた。

<質疑応答>

レジデンス山田様からの質問

Q1 費用面と立地面から決定したということであるが、リエトプラザの賃料や面積、その他の条件が書かれていないので判断ができない。

A1 回答者 山中副理事長

ここでは具体的な数字は出していないが希望があればお見せできる。上下水道局の条件は使用料の減免措置を取り付けることができたため、金額面で大きく有利になった。立地面では中原区役所の隣になることやマンション再開発が北側に進んでいるので事務的機能である事務所がそちら側に移動することはメリットと考えている。事業活動の場としては今後もリエトプラザⅡを有償で使用させていただきたいと考えている。

イーストタワー中村様からの質問

Q2 今後は総会の会場は中原区役所を借りることになるのか

A2 回答者 安藤理事長

区役所への交渉となるが、借りられるかは未定。事業の活動の場はリエトプラザⅡを含め使用可能な場所を検討、交渉していきたい。

第3号議案の採決

賛成 45票（本人出席 12票、書面表決 12票、議長委任 19票、正会員委任 2票）

反対 0票

第3号議案は満場一致で原案通り承認された。

以上を以って、総会議事はすべて終了した。

閉会挨拶

山中副理事長より閉会挨拶がなされた。

以上で平成 30 年度臨時総会をすべて終了した。


以上、本会議の議事の経過並びに結果が正確であることを証する為、議事録を作成し、議長並びに議事録署名人はこれに署名捺印する。

平成 30 年 11 月 27 日

住所 神奈川県川崎市中原区中丸子 112 番地 3

名称 特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメント

議長

安藤 均 

議事録署名人

松尾 寛 

議事録署名人

刀根 雅洋 